

令和8年9月2日

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 8団体(5市3町)

富山県 高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
石川県 羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

2 繰上げ交付額

富山県	高岡市	6億1,300万円	氷見市	4億6,900万円
	小矢部市	2億4,600万円	射水市	5億4,600万円
石川県	羽咋市	2億8,400万円	志賀町	3億5,100万円
	宝達志水町	2億6,500万円	中能登町	3億3,600万円
合 計				31億1,000万円

3 日程

令和8年9月2日(水) 交付決定

令和8年9月3日(木) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 境、土屋、山崎
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)